

# 桜美林大学大学院学則

平成5年3月19日制定

## 第1章 総 則

### 第1節 目的及び達成の評価

(目的)

**第1条** 桜美林大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学の建学の精神と目的に則り、一般的並びに専門的教養を習得して、高度の専門性を有する研究並びに職業等に必要能力を養うことによって、広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする。

(目的達成の点検と評価)

**第2条** 本大学院は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。

### 第2節 組 織

(課程等)

**第3条** 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

- 2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、又は教育研究上必要がある場合においては博士前期課程と博士後期課程の履修上の区分を設けないプログラム（以下「一貫制博士プログラム」という。）を置くことができる。
- 3 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 5 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科、専攻及び入学定員等)

**第3条の2** 本大学院に置く研究科、専攻、及びその入学定員、収容定員は、次のとおり

とする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
国際学研究科	国際学専攻	博士前期課程	10人	20人
	国際人文社会科学専攻	博士後期課程	10人	30人
	国際協力専攻	修士課程	10人	20人
老年学研究科	老年学専攻	博士前期課程	20人	40人
	老年学専攻	博士後期課程	3人	9人
大学アドミニストレーション研究科	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	20人	40人
大学アドミニストレーション研究科 (通信教育課程)	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	40人	80人
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	30人	60人
言語教育研究科	日本語教育専攻	修士課程	30人	60人
	英語教育専攻	修士課程	10人	20人
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	13人	26人
	健康心理学専攻	修士課程	17人	34人

(養成する人材等)

**第3条の3** 前条の専攻の人材養成等に関する目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際学専攻博士前期課程は、政治・経済、文化、地域研究等について、国際比較的思考を身につけ、国際的な視点と判断力を有する高度専門職業人及び研究者の養成等を目的として、教育研究を行う。
- (2) 国際人文社会科学専攻博士後期課程は、国際的・学際的な視点から、国際社会・地域の諸問題をはじめ、心理学、教育学、言語学等の学術分野をも総合して、国際的に通用する学術的研究者や高度な専門職業人の養成等を目的として、教育研究を行う。
- (3) 国際協力専攻修士課程は、国際的な視野に立ち、国際社会の変化に柔軟に対応できる思考と行動力を併せ持った国際協力分野の高度専門職業人の養成等を目的として、教育研究を行う。
- (4) 老年学専攻博士前期課程は、高齢者のより広範な社会的参加を実現するための専門的知識・能力を有する高度専門職業人及び研究者の養成等を目的として、教育研究を行う。老年学専攻博士後期課程は、学際的な視点から、高齢社会の諸問題を的確に研究し、解明する能力を有する高度な専門研究者、及び実践的応用の可能な能力を有する高度専門職業人の養成等を目的として、教育研究を行う。
- (5) 大学アドミニストレーション専攻修士課程は、大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的として、教育研究を行う。
- (6) 経営学専攻修士課程は、複雑化する国際競争社会において、的確な企業経営の判断が下せる知識、スキル、発想、戦略的思考、変化への柔軟性、ナレッジ変換・コ

ンセプト化、リスクテイク、これらを兼ね備えた高度専門職業人の養成等を目的として、教育研究を行う。

(7) 日本語教育専攻修士課程は、国内外を問わず現職で日本語教育に従事している人材のリカレント教育及びより高度な実践研究の能力を備えた日本語教員の養成等を目的として、教育研究を行う。

(8) 英語教育専攻修士課程は、現職で英語教育に従事している人材のリカレント教育及びより高度な実践研究の能力を備えた英語教員の養成等を目的として、教育研究を行う。

(9) 臨床心理学専攻修士課程は、臨床心理学を基礎学問として、心の健康に関する研究を行い、心の専門家及び優れた研究者の養成等を目的として、教育研究を行う。

(10) 健康心理学専攻修士課程は、心身の健康を実現するための専門的知識・能力を有する実践家及び優れた研究者の養成等を目的として、教育研究を行う。

### 第 3 節 教 員

(教員)

**第 4 条** 本大学院の授業及び研究指導は、本大学院を主たる教育組織とする本学の専任教員のうちから担当を命ぜられた者が行う。

2 前項のほか、必要な場合には、学内及び学外の適切な者を兼任教員、非常勤講師等に委嘱して授業を担当させることができる。

(大学院部長)

**第 4 条の 2** 本大学院に、大学院部長を置く。

2 大学院部長は、大学院に関する校務をつかさどる。

3 大学院部長は、学長に対し、年度報告を書面によって提出しなければならない。

4 大学院部長の選任の方法及び任期は、学長の意見を参考にして常務理事会が定める。

(研究科長)

**第 4 条の 3** 本大学院の研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科長の選任の方法及び任期は、別に定める。

(大学院部長補佐)

**第 4 条の 4** 本大学院に、大学院部長補佐を置くことができる。

2 大学院部長補佐は、大学院部長を補佐する。

3 大学院部長補佐の選任の方法及び任期は、学長が定める。

### 第 4 節 大学院の運営

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

(大学院教授会)

第10条 本大学院に、大学院教授会を置く。

2 大学院教授会は、本大学院を主たる教育組織とする専任教授をもって組織する。

3 大学院教授会には、本大学院を主たる教育組織とする准教授その他の教員を加えることができる。

第10条の2 大学院教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育課程の編成等大学院の教育研究に関する重要な事項で、大学院教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 大学院教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 大学院教授会は、当該大学院教授会に属する者のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

4 代議員会を大学院運営会議と称することができ、その運営等については、学長が定める。

(大学院学系)

第10条の3 本大学院に大学院専任教員（総合研究機構専任教員を含む）組織として大学院学系を置く。

2 大学院学系は学術領域別研究活動を促進することを目的とし、次の各学系により構成する。

(1) グローバル・コミュニケーション学系

(2) 人間総合学系

(3) ビジネス・マネジメント学系

3 大学院学系は大学院部長補佐（学系担当）が大学院部長の意を受けて運営する。

(事務組織)

**第 11 条** 本大学院に、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設ける。

## 第 5 節 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年、学期、休業日及び授業期間)

**第 12 条** 本大学院の学年、学期、休業日及び授業期間については、本学学則を準用する。

## 第 2 章 研究科通則

### 第 1 節 修業年限及び在学年限

(修士課程及び博士前期課程の修業年限及び在学年限)

**第 13 条** 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とする。

- 2 在学年数は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。
- 3 学生が職業を有している等の事情により、前項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 4 前項の規定が適用される場合、在学年数は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。
- 5 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士後期課程の修業年限及び在学年限)

**第 13 条の 2** 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

- 2 在学年数は、標準修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

### 第 2 節 入 学

(入学の時期)

**第 14 条** 本大学院の入学の時期については、本学学則を準用する。

(修士課程又は博士前期課程の入学資格)

**第 15 条** 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条に定められた大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

（博士後期課程の入学資格）

**第 15 条の 2** 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

(8) 外国の学校、我が国において大学院の課程を有すると認定できる外国の教育施設及び国際連合大学の教育課程を履修し、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに関連分野の基礎的素養を当該前期課程において修得又は涵養すべきものについての試験や、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力を当該前期課程において修得すべきものについての審査に相当するものの合格により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願、入学者の選考、入学の手続き、入学の許可)

**第 16 条** 本大学院への入学の出願、入学者の選考、入学の手続き、入学の許可については、本学学則を準用する。

(転入学)

**第 17 条** 他の大学院に在学する者で、本大学院への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は選考のうえ大学院教授会の議を経て転入学を許可することがある。

2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 転入学する者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに転入学する年次については、大学院教授会の議を経て学長が決定する。

(退学者の再入学)

**第 17 条の 2** 本大学院を退学した者の再入学については、本学学則を準用する。

### 第 3 節 教育課程等

(教育方法)

**第 18 条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

2 本大学院は、前項の授業又は研究指導を、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができるものとする。

3 本大学院は、第 1 項の授業又は研究指導を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第 18 条の 2** 本大学院は、本大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目及び単位)

**第 19 条** 本大学院における授業科目及びその単位数は、別表 I のとおりとする。

(単位の計算基準)

**第 20 条** 各授業科目の単位数の計算基準については、本学学則を準用する。

(履修科目の届)

**第 21 条** 学生は各学期初めに履修する科目を選定し、学長に届け出るものとする。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

**第 22 条** 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）等との協議に基づき、当該大学院等の授業科目の履修を認めることができる。

2 本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第 23 条により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 10 単位を超えないものとし、認定は大学院教授会の議を経て学長が決定する。

(入学前の既修得単位の認定)

**第 23 条** 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、前条により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 10 単位を超えないものとし、認定は大学院教授会の議を経て学長が決定する。

#### 第 4 節 課程修了及び学位

(単位修得の認定)

**第 24 条** 履修科目の単位修得の認定は、試験により担当教員が行うものとする。

2 履修した授業科目の成績は、A、B、C、D、F をもって表わし、A、B、C、D を合格とする。但し、学長が必要と認めるときは、これら以外の表記で成績を表すことができる。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

**第 25 条** 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、次のとおりとする。

(1) 国際学研究科の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。研究成果報告の審査をもって修士論文の審査に代える者については、32 単位以上を修得しなければならない。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1 年以上在学すれば足りるものとする。



- (2) 老年学研究科の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、34 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (3) 大学アドミニストレーション研究科の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、34 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (4) 大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。
- (5) 経営学研究科の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、36 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (6) 言語教育研究科の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- (7) 心理学研究科臨床心理学専攻の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。健康心理学専攻の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める修士論文又は研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。研究成果報告の審査をもって修士論文の審査に代える者については、32 単位以上を修得しなければならない。但し、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 一貫制博士プログラムにおいて、第1項第2号に規定する博士前期課程の修了に相当する要件を満たした者に、修士の学位を授与することができる。

(博士後期課程の修了要件)

**第26条** 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、本学学位規則に定める博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者につ

いては、学長が特に認めた場合に限り、次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年  
 (2) 博士前期課程又は修士課程に2年未満在学し当該課程を修了した者 博士前期課程又は修士課程における在学期間を含めて3年

(学位)

**第27条** 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位(専攻分野の名称)
国際学研究科	国際学専攻	博士前期課程	修士(国際学)
	国際人文社会科学専攻	博士後期課程	博士(学術)
	国際協力専攻	修士課程	修士(国際協力)
老年学研究科	老年学専攻	博士前期課程	修士(老年学)
	老年学専攻	博士後期課程	博士(老年学)
大学アドミニストレーション研究科	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	修士(大学アドミニストレーション)
大学アドミニストレーション研究科 (通信教育課程)	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	修士(大学アドミニストレーション)
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	修士(経営学)
言語教育研究科	日本語教育専攻	修士課程	修士(日本語教育)
	英語教育専攻	修士課程	修士(英語教育)
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	修士(臨床心理学)
	健康心理学専攻	修士課程	修士(健康心理学)

- 2 前項のほか、本大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ、同課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に、博士の学位を授与する。  
 3 この学則に定めるもののほか、学位及びその授与に関し必要な事項は、本学学位規則に定める。

## 第5節 学籍の異動

(休学、転学、留学、退学及び除籍)

**第28条** 本大学院の休学、転学、留学、退学及び除籍については、本学学則を準用する。

## 第6節 賞 罰

(賞罰)

**第29条** 学生の賞罰については、本学学則を準用する。

## 第 7 節 外国人留学生、研究生、科目等履修生及び聴講生

(外国人留学生)

**第 30 条** 外国人で、大学において教育を受けることを目的として入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、学長は、選考のうえ大学院教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可することがある。

(研究生)

**第 31 条** 本大学院を修了した者のうち本大学院で研究を継続することを願い出た者については、本大学院学生の教育研究に支障のない範囲において、学長は大学院教授会の選考を経て研究生として入学を許可することがある。

2 他の大学院を修了した者又は本大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者についても、前項に定められた手続きを経て研究生として入学を許可することがある。

(委託研究生)

**第 32 条** 他の大学院又は研究機関等から、本大学院の特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本大学院学生の教育研究に支障のない範囲において、学長は大学院教授会の選考を経て研究生として入学を許可することがある。

2 委託研究生の入学資格は、第 15 条又は第 15 条の 2 に定める者とする。

3 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

4 前項の試験を受けて合格した者には、成績を記載した証明書を交付する。但し、単位は授与しない。

(科目等履修生)

**第 33 条** 本大学院所定の授業科目のうち 1 科目又は複数科目の履修を志願する者があるときは、本大学院学生の教育研究に支障のない範囲において、学長は大学院教授会の選考を経て科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生の入学資格は、第 15 条又は大学・大学院連携に基づき受け入れる者、もしくは第 15 条の 2 に定める者とする。

3 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。

4 科目等履修生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

5 前項の試験を受けて合格した者には、成績並びに修得単位を記載した証明書を交付する。

(聴講生)

**第 34 条** 本大学院所定の授業科目のうち 1 科目又は複数科目の聴講を志願する者があるときは、本大学院学生の教育研究に支障のない範囲において、学長は大学院教授会の選考

を経て聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 聴講生の入学資格は、第 15 条又は第 15 条の 2 に定める者とする。
- 3 聴講生として入学を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。
- 4 聴講生には単位を授与しない。

(外国人留学生、研究生、科目等履修生及び聴講生に関する規程)

**第 35 条** 外国人留学生、研究生、科目等履修生及び聴講生に関する規程は、別に定める。

## 第 8 節 教育職員免許状

(教育職員免許状)

- 第 36 条** 中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状の種類	教科
国際学研究科	国際学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
言語教育研究科	日本語教育専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語
	英語教育専攻	中学校教諭専修免許状	外国語(英語)
		高等学校教諭専修免許状	外国語(英語)

## 第 9 節 学納金

(学納金)

- 第 37 条** 本大学院の入学検定料、入学金、授業料、実験実習費の納入額は、別表Ⅱのとおりとする。
- 2 学納金の納入方法等については、本学学則を準用する。
  - 3 第 13 条第 3 項及び第 5 項に該当する学生の学納金については、別に定める。

## 第 10 節 図書館・研究施設

(附属図書館)

**第 38 条** 本学図書館に関する規程を、本大学院にも準用する。

(学生研究室)

**第 39 条** 本大学院に、学生研究室を設ける。

2 学生研究室に関する細則は、学長が定める。

(学群等の施設及び設備の共用)

**第 40 条** 本大学院は、学群等の施設及び設備を共用することができる。

## 第 11 節 雑 則

(本学学則の準用等)

**第 41 条** この学則に定めるもののほか、本大学院に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

2 この学則に定めるもののほか、本大学院通信教育課程に関し必要な事項は、本大学院通信教育課程規程に定める。

(学則の改廃)

**第 42 条** この学則の改廃は、大学運営会議及び常務理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 新たに設置した授業科目については、平成 8 年度以前入学生の履修も認める。

附 則

1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 新たに設置した授業科目については、入学年度にかかわらず履修を認めることがある。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際学研究科国際関係専攻博士前期課程及び環太平洋地域文化専攻博士前期課程は、平成 16 年 4 月 1 日をもって学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 9 月 16 日から施行する。
- 2 国際学研究科国際関係専攻博士前期課程及び環太平洋地域文化専攻博士前期課程は、廃止する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の 2 の規定にかかわらず、国際学研究科老年学専攻博士前期課程、国際学研究科老年学専攻博士後期課程、国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程及び国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）の収容定員漸減は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
国際学研究科	老年学専攻	博士前期課程	20 人	0 人	—
		博士後期課程	6 人	3 人	0 人
	大学アドミニストレーション専攻	修 士 課 程	20 人	0 人	—
	大学アドミニストレーション専攻 （通信教育課程）	修 士 課 程	40 人	0 人	—

- 3 第 27 条の規定にかかわらず、国際学研究科老年学専攻博士前期課程を修了した者には修士（老年学）、国際学研究科老年学専攻博士後期課程を修了した者には博士（老年学）、国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程又は国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）を修了した者には修士（大学アドミニストレーション）の学位を授与する。
- 4 第 36 条の規定にかかわらず、国際学研究科老年学専攻において、高等学校教諭専修免許状（福祉）を取得することができる。
- 5 国際学研究科老年学専攻博士前期課程、国際学研究科老年学専攻博士後期課程、国

際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程及び国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）は、平成 20 年 4 月 1 日をもって学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。

- 6 国際学研究科老年学専攻博士前期課程、国際学研究科老年学専攻博士後期課程、国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程及び国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）に係る別表 I（第 19 条関係）は、前項の廃止をもって削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 27 条の規定にかかわらず、平成 19 年度以前に国際学研究科国際学専攻博士前期課程に入学し、同専攻を修了した者には修士（国際学）、修士（国際政治）、修士（国際経済）、修士（国際経営）、修士（比較文化）、修士（ホスピタリティ文化）、修士（日本研究）、修士（アジア・オセアニア研究）、修士（アメリカ研究）のうち、最も適当な学位を授与する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の 2 の規定にかかわらず、平成 21 年度の国際学研究科国際学専攻博士前期課程の収容定員は 60 人とする。
- 3 第 3 条の 2 の規定にかかわらず、国際学研究科国際関係専攻博士後期課程、国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程、国際学研究科言語教育専攻修士課程及び国際学研究科人間科学専攻修士課程の収容定員漸減は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
国際学研究科	国際関係専攻	博士後期課程	6 人	3 人	0 人
	環太平洋地域文化専攻	博士後期課程	6 人	3 人	0 人
	言語教育専攻	修士課程	40 人	0 人	—
	人間科学専攻	修士課程	30 人	0 人	—

- 4 第 27 条の規定にかかわらず、平成 20 年度に国際学研究科国際学専攻博士前期課程に入学し、同専攻を修了した者には修士（国際学）、修士（国際経営）、修士（比較文化）のうち、最も適当な学位を授与する。
- 5 第 27 条の規定にかかわらず、国際学研究科国際関係専攻博士後期課程を修了した者には博士（学術）、国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程を修了した者には博士（学術）、国際学研究科言語教育専攻修士課程を修了した者には修士（日本語教育）又は修士（英語教育）、国際学研究科人間科学専攻修士課程を修了した者には修士（臨床心理学）又は修士（健康心理学）の学位を授与する。
- 6 第 36 条の規定にかかわらず、平成 20 年度以前に国際学研究科国際学専攻に入学した者は、中学校教諭専修免許状（社会）、高等学校教諭専修免許状（地理歴史）、高等学校教諭専修免許状（公民）、中学校教諭専修免許状（外国語〔英語〕）、高等学校教諭

専修免許状（外国語〔英語〕）、高等学校教諭専修免許状（商業）を取得することができる。

7 第 36 条の規定にかかわらず、国際学研究科言語教育専攻において、中学校教諭専修免許状（国語）、高等学校教諭専修免許状（国語）、中学校教諭専修免許状（外国語〔英語〕）、高等学校教諭専修免許状（外国語〔英語〕）、並びに国際学研究科人間科学専攻において、中学校教諭専修免許状（保健体育）、高等学校教諭専修免許状（保健体育）を取得することができる。

8 国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程、国際学研究科言語教育専攻修士課程及び国際学研究科人間科学専攻修士課程は、平成 21 年 4 月 1 日をもって学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。

9 国際学研究科国際関係専攻博士後期課程、国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程、国際学研究科言語教育専攻修士課程及び国際学研究科人間科学専攻修士課程に係る別表 I（第 19 条関係）は、在学生の修了を待って削除する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 国際学研究科人間科学専攻修士課程は、平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止する。

2 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程、国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）及び国際学研究科言語教育専攻修士課程の廃止の時期は平成 24 年 3 月 31 日とする。

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程及び国際学研究科老年学専攻博士前期課程の廃止の時期は平成 25 年 3 月 31 日とする。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際学研究科老年学専攻博士後期課程の廃止の時期は平成 26 年 3 月 31 日とする。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則



この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 36 条の規定にかかわらず、平成 30 年度以前に経営学研究科経営学専攻に入学した者は、高等学校教諭専修免許状（商業）を取得することができる。
- 3 第 36 条の規定にかかわらず、平成 30 年度以前に老年学研究科老年学専攻に入学した者は、高等学校教諭専修免許状（福祉）を取得することができる。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表Ⅰ 授業科目及び単位(第19条関係)

修士課程又は博士前期課程

1-1. 国際学研究科 国際学専攻 博士前期課程

専攻	区分		科目名	単位数	
国際学専攻	専門科目	共通科目	国際政治論	2	
			国際関係論	2	
			国際情勢分析	2	
			情報社会論	2	
			情報環境論	2	
			地球環境論	2	
			大気環境論	2	
			環境史	2	
			福祉思想	2	
			人間と人生福祉論	2	
			国際学特論A	2	
			国際学特論B	2	
			国際学特論C	2	
			国際学特論D	2	
		地域文化専修	地域文化専修	比較文化理論	2
				文化人類学Ⅰ	2
				文化人類学Ⅱ	2
				文化交流論Ⅰ	2
				文化交流論Ⅱ	2
				日韓文化交流論	2
	アジア研究		中国政治史	2	
			中国社会史	2	
			中国文化史	2	
			中国文化研究Ⅰ	2	
			中国文化研究Ⅱ	2	
			現代中国論Ⅰ	2	
			現代中国論Ⅱ	2	
			アジア文化論	2	
			韓国文化論	2	
			現代中国経済論	2	
			中国経済体制論	2	
			アジア比較経済論	2	
	日本研究		日本文化論	2	
			日本宗教思想	2	
			日本現代思想	2	
			日本現代文化	2	
			日本近代思想史	2	
		日本前近代史	2		
		日本文学研究	2		
		日本経済論	2		
	アメリカ研究	アメリカ社会Ⅰ	2		
		アメリカ社会Ⅱ	2		
		アメリカ思想Ⅰ	2		
アメリカ思想Ⅱ		2			
アメリカ政治外交史Ⅰ		2			
アメリカ政治外交史Ⅱ		2			

専攻	区分		科目名	単位数
国際学専攻	専門科目	国際社会専修	現代ナショナリズム論	2
			国家と民族紛争	2
			国際比較経済発展論	2
			国際金融論	2
			社会経済学	2
			経済政策論	2
			マクロ経済論	2
			ミクロ経済論	2
			社会政策史	2
			環境モデリング	2
			環境リスク管理手法	2
			環境評価手法	2
			環境政策論	2
			廃棄物環境論	2
	専攻演習	専攻演習ⅠA	1	
		専攻演習ⅠB	1	
		専攻演習ⅡA	1	
		専攻演習ⅡB	1	

1-2. 国際学研究科 国際協力専攻 修士課程

専攻	区分	科目名	単位数
国際協力専攻	専門科目	人間開発論	2
		地球市民社会論	2
		国際機構論	2
		紛争研究	2
		平和構築論	2
		国際難民法	2
		国際人権法	2
		社会開発とジェンダー	2
		児童と開発	2
		政府開発援助論	2
		日本政治と国際協力	2
		平和研究	2
		国際法Ⅰ	2
		国際法Ⅱ	2
		アジア開発政策	2
		国際協力実習Ⅰ	2
		国際協力実習Ⅱ	4
		国際協力インターンシップⅠ	4
		国際協力インターンシップⅡ	4
		国際協力インターンシップⅢ	4
		グローバルガバナンス論	2
		教育政策論	2
		地球環境論	2
		大気環境論	2
		人間と人生福祉論	2
		国際ケアサービス論	2
		国際福祉と開発	2
		人の移動と政治	2
		多文化社会論	2
		廃棄物環境論	2
		環境リスク管理手法	2
		環境評価手法	2
		環境モデリング	2
		環境経済学	2
		環境政策論	2
		国際協力特論A	2
		国際協力特論B	2
		国際協力特論C	2
		専攻演習ⅠA	1
		専攻演習ⅠB	1
		専攻演習ⅡA	1
		専攻演習ⅡB	1

2. 老年学研究科 老年学専攻 博士前期課程

専攻	区分	科目名	単位数	
老年学専攻	コア科目	老年学特論	2	
		老年医学特論	2	
		老年心理学特論	2	
		老年社会福祉学特論	2	
		老年社会学特論	2	
		老年ヘルスプロモーション特論	2	
		老年保健学特論	2	
		老年家族社会学特論	2	
		研究基礎科目	老年社会科学研究法特論	2
	統計解析法特論		2	
	老年学情報処理法特論		2	
	老年保健学演習		2	
	老年心理学演習		2	
	老年社会学演習		2	
	老年学文献講読		2	
	老年学実習特論		2	
	老年学実地実習		2	
	質的研究法特論		2	
	英語発表法特論		2	
	専門科目		老年ケア特論	2
			死生学特論	2
		老年政策科学特論	2	
		回想心理学特論	2	
		臨床回想心理学特論	2	
		老年疫学特論	2	
		介護保険論	2	
		老年ケアマネジメント特論	2	
		老年発達学特論	2	
		老年臨床心理学特論	2	
		老年精神医学特論	2	
		現代社会と老年学	2	
		老年学特殊講義	2	
		研究指導	研究指導 I A	1
	研究指導 I B		1	
	研究指導 II A		1	
	研究指導 II B		1	
	個別演習 I A		1	
	個別演習 I B		1	
	個別演習 II A		1	
	個別演習 II B		1	

3-1. 大学アドミニストレーション研究科 大学アドミニストレーション専攻 修士課程

専攻	区分	科目名	単位数
大学アドミニストレーション専攻	コア科目	高等教育論	2
		大学法制論	2
		大学職員論	2
		高等教育行政・政策と大学経営Ⅰ	2
		調査とデータ分析	2
		大学におけるICTシステム	2
	(高等教育専門研究領域)	高等教育統計分析	2
		大学管理日米比較研究：思想と理論	2
		第三者評価と自己点検研究	2
		通信・遠隔教育論	2
		グローバリゼーションと教育政策	2
		現代日本の大学改革論	2
		高等教育行政・政策と大学経営Ⅱ	2
		大学制度の国際比較	2
		大学行政と社会連携	2
		大学のカリキュラム	2
		私学行政論	2
		(大学行政管理者養成領域)	大学経営管理論
	実践的FDとSD		2
	大学運営と職員力		2
	大学管理日米比較研究：管理・運営		2
	大学の財政		2
	大学アドミッション		2
	キャリア教育とキャリア支援		2
	大学におけるファシリティマネジメント		2
	国際交流プログラムの運営と諸問題		2
	大学改革事例研究（ケーススタディ）		2
	学生カウンセリング論		2
	学校法人会計		2
	大学マーケティング戦略論		2
	大学研究の方法と実践		3
	非営利法人（大学機関等）マネジメント研究		3
	大学教学マネジメント研究		3
	大学政策・財政研究		3
	大学国際化研究		3
	大学経営事例研究		3
	Erasmus Mundus Seminar A		3
	Erasmus Mundus Seminar B		3
	演習		研究指導ⅠA
		研究指導ⅠB	1
研究指導ⅡA		1	
研究指導ⅡB		1	

3-2. 大学アドミニストレーション研究科 大学アドミニストレーション専攻 修士課程(通信教育課程)

専攻	区分		科目名	単位数
大学アドミニストレーション専攻	コア科目	教育系 大学	高等教育論	2
			高等教育・大学教育史	2
			高等教育政策論	2
			大学制度比較論	2
		経営系 大学	高等教育組織論	2
			大学マーケティング戦略論	2
			データ解析論	2
			学校法人会計	2
	専門科目		大学教授職の国際比較	2
			高等教育の経済分析と政策	2
			大学財政論	2
			ITと高等教育	2
			継続教育論	2
			日米高等教育比較研究	2
			大学カリキュラム研究	2
			学費政策論	2
			大学評価国際比較研究	2
			学生支援論	2
			高等教育研究調査法	2
			地域政策と大学	2
			学生相談研究	2
			通信・遠隔教育運営論	2
			大学評価論	2
			私立大学経営環境論	2
			大学と法的リスクマネジメント	2
			大学職員論	2
			キャリア開発支援論	2
			大学設置・転換の実務	2
			エンロールメント・マネジメント	2
			大学法制論	2
			大学と関係法令	2
		演習	専攻演習	6

4. 経営学研究科 経営学専攻 修士課程

専攻	区分		科目名	単位数	
経営学専攻	専門科目群	経営管理分野	経営戦略研究	3	
			経営組織研究	3	
			マーケティング研究	3	
			国際経営研究	3	
			ヒューマンリソースマネジメント	3	
			経済学研究	3	
			会計学研究	3	
			コーポレート・ファイナンス	3	
			ビジネス統計分析	3	
		トエンターテインメント分野	エンターテインメントインダストリー	3	
			エンターテインメント・プロジェクト	3	
			ホスピタリティ&サービスマーケティング	3	
			サービスオペレーション	3	
			エンターテインメントリサーチ&テクノロジー	3	
			トラベル&エンターテインメントマーケティング	3	
			イベント&プロジェクトマネジメント	3	
			コンテンツマネジメント	3	
		事業創造分野	アントレプレナーシップ論	3	
			事業計画書策定	3	
			資本政策論	3	
			ビジネス創造論	3	
			事業再生論	3	
			デジタルビジネス創造論	3	
			コーポレートガバナンス研究	3	
		アジアビジネス分野	アジア企業研究	3	
			日本的経営研究	3	
			アジアにおけるコーポレートガバナンス	3	
			アジアにおけるイノベーション	3	
			日中ビジネス概論	3	
			東南アジアにおけるビジネス研究	3	
		経営実践分野	国際標準クラス	経営システム研究	3
				国際標準化と知的財産の研究	3
				国際標準経営戦略研究	3
			倫理クラス	企業と法	3
				企業と倫理	3
				職業倫理研究	3
		大学マネジメント分野	大学研究の方法と実践	3	
			非営利法人（大学機関等）マネジメント研究	3	
			大学教学マネジメント研究	3	
			大学政策・財政研究	3	
			大学国際化研究	3	
			大学経営事例研究	3	
			Erasmus Mundus Seminar A	3	
			Erasmus Mundus Seminar B	3	
		演習	専攻演習Ⅰ	1	
			専攻演習Ⅱ	1	
			専攻演習Ⅲ	1	
専攻演習Ⅳ	1				
専攻演習Ⅴ	1				
専攻演習Ⅵ	1				



専攻	区分	科目名	単位数
経営学専攻	演習	ワークショップⅠ	1
		ワークショップⅡ	1
		ワークショップⅢ	1
		ワークショップⅣ	1
		ワークショップⅤ	1
		ワークショップⅥ	1

5-1. 言語教育研究科 日本語教育専攻 修士課程

専攻	区分	科目名	単位数	
日本語教育専攻	共通科目	対照研究と言語教育	2	
		言語教育研究の統計的方法	2	
		異言語習得論	2	
		言語学	2	
		社会言語学	2	
		多文化間カウンセリング研究	2	
		言語教育政策論	2	
		言語習得研究	2	
		相互行為研究	2	
		言語教育研究の質的方法	2	
		専門科目	日本語文法研究	2
			日本語文章研究	2
			日本語音声研究	2
	日本語語彙研究と表記		2	
	日本語教育評価研究		2	
	日本語教育・学習研究		2	
	教室言語行動研究		2	
	日本語教材研究		2	
	年少者日本語教育研究		2	
	生活者日本語教育研究		2	
	日本語教育政策研究		2	
	日本語教育実習		3	
	日本語教育文法研究		2	
	マルチメディア日本語教育研究		2	
	日本語教育特殊講義		2	
	演習	専攻演習ⅠA	1	
		専攻演習ⅠB	1	
		専攻演習ⅡA	1	
		専攻演習ⅡB	1	

5-2. 言語教育研究科 英語教育専攻 修士課程

専攻	区分	科目名	単位数	
英語教育専攻	共通科目	対照研究と言語教育	2	
		言語教育研究の統計的方法	2	
		異言語習得論	2	
		言語学	2	
		社会言語学	2	
		多文化間カウンセリング研究	2	
		言語教育政策論	2	
		言語習得研究	2	
		相互行為研究	2	
		言語教育研究の質的方法	2	
		専門科目	英語教育学理論	2
			英語教授法演習	2
	英語表現論		2	
	英文法論		2	
	英語授業学		2	
	児童英語教育論		2	
	マルチメディア英語教育演習		2	
	英語コミュニケーション論		2	
	英語表現演習		2	
	英語音声学		2	
	英語教育特論		2	
	英語文化論		2	
	英語学特論		2	
	英語史		2	
	イギリス文学演習		2	
	アメリカ文学演習		2	
	演習		専攻演習ⅠA	1
			専攻演習ⅠB	1
		専攻演習ⅡA	1	
		専攻演習ⅡB	1	

6-1. 心理学研究科 臨床心理学専攻 修士課程

専攻	区分	科目名	単位数
臨床心理学専攻	共通科目	ヒューマンケア心理学特論	2
		健康科学特論	2
		地域福祉特論	2
		生命倫理学特論	2
		児童福祉特論	2
		老年健康心理学特論	2
	専門科目	臨床心理学特論Ⅰ	2
		臨床心理学特論Ⅱ	2
		臨床心理面接特論Ⅰ	2
		臨床心理面接特論Ⅱ	2
		臨床心理査定演習Ⅰ	2
		臨床心理査定演習Ⅱ	2
		臨床心理基礎実習Ⅰ	1
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1
		心理実践実習Ⅰ	1
		心理実践実習Ⅱ	4
		臨床心理実習Ⅰ	1
		臨床心理実習Ⅱ	1
		臨床心理実習スーパービジョン	2
		心理学研究法特論	2
		心理統計法特論	2
		発達心理学特論	2
		学習心理学特論	2
		犯罪心理学特論	2
		家族心理学特論	2
		精神医学特論	2
		障害者心理学特論	2
		学校臨床心理学特論	2
		産業臨床心理学特論	2
		遊戯療法特論	2
		投影検査法特論	2
		認知行動療法特論	2
		臨床心理総合特論	2
		臨床心理実践特論	2
専攻演習ⅠA	1		
専攻演習ⅠB	1		
専攻演習ⅡA	1		
専攻演習ⅡB	1		

6-2. 心理学研究科 健康心理学専攻 修士課程

専攻	区分	科目名	単位数
健康心理学専攻	共通科目	ヒューマンケア心理学特論	2
		健康科学特論	2
		地域福祉特論	2
		生命倫理学特論	2
		児童福祉特論	2
		老年健康心理学特論	2
	専門科目	健康心理の理論と実践	2
		健康心理学特論	2
		生涯発達と健康教育特論	2
		健康心理カウンセリング特論	2
		健康心理アセスメント特論	2
		健康心理学演習	2
		健康心理現場実習	4
		健康心理実践実習	4
		ストレス特論	2
		ライフスタイル特論	2
		疾病と健康心理学	2
		地域リハビリテーション医学特論	2
		産業領域の健康心理学特論	2
		女性の健康心理学特論	2
		食生活特論	2
		心身医学特論	2
		スポーツ健康心理学特論	2
		健康心理学研究法演習 I	2
		健康心理学研究法演習 II	2
		健康心理諸技法	2
		コーチング心理学特論	2
		コーチング心理学演習	2
		実践ヘルスケアシステム論	2
		青年・成人の健康心理学の諸問題	2
		幼児・児童の健康心理学の諸問題	2
		健康心理学特別講義	2
		専攻演習 I A	1
		専攻演習 I B	1
専攻演習 II A	1		
専攻演習 II B	1		

博士後期課程

1-1. 国際学研究科 国際人文社会科学専攻 博士後期課程

科目名	単位数
研究指導Ⅰ（日本文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅱ（日本文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅲ（日本文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅳ（日本文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅴ（日本文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅵ（日本文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅰ（日本倫理思想研究）	2
研究指導Ⅱ（日本倫理思想研究）	2
研究指導Ⅲ（日本倫理思想研究）	2
研究指導Ⅳ（日本倫理思想研究）	2
研究指導Ⅴ（日本倫理思想研究）	2
研究指導Ⅵ（日本倫理思想研究）	2
研究指導Ⅰ（アメリカ文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅱ（アメリカ文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅲ（アメリカ文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅳ（アメリカ文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅴ（アメリカ文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅵ（アメリカ文化・社会思想研究）	2
研究指導Ⅰ（中国社会経済史研究）	2
研究指導Ⅱ（中国社会経済史研究）	2
研究指導Ⅲ（中国社会経済史研究）	2
研究指導Ⅳ（中国社会経済史研究）	2
研究指導Ⅴ（中国社会経済史研究）	2
研究指導Ⅵ（中国社会経済史研究）	2
研究指導Ⅰ（文化人類学研究）	2
研究指導Ⅱ（文化人類学研究）	2
研究指導Ⅲ（文化人類学研究）	2
研究指導Ⅳ（文化人類学研究）	2
研究指導Ⅴ（文化人類学研究）	2
研究指導Ⅵ（文化人類学研究）	2
研究指導Ⅰ（現代社会学研究）	2
研究指導Ⅱ（現代社会学研究）	2
研究指導Ⅲ（現代社会学研究）	2
研究指導Ⅳ（現代社会学研究）	2
研究指導Ⅴ（現代社会学研究）	2
研究指導Ⅵ（現代社会学研究）	2
研究指導Ⅰ（日本語教育学研究）	2
研究指導Ⅱ（日本語教育学研究）	2
研究指導Ⅲ（日本語教育学研究）	2
研究指導Ⅳ（日本語教育学研究）	2
研究指導Ⅴ（日本語教育学研究）	2
研究指導Ⅵ（日本語教育学研究）	2
研究指導Ⅰ（英語教育学研究）	2
研究指導Ⅱ（英語教育学研究）	2
研究指導Ⅲ（英語教育学研究）	2
研究指導Ⅳ（英語教育学研究）	2
研究指導Ⅴ（英語教育学研究）	2
研究指導Ⅵ（英語教育学研究）	2
研究指導Ⅰ（臨床健康心理学研究）	2

科目名	単位数
研究指導Ⅱ（臨床健康心理学研究）	2
研究指導Ⅲ（臨床健康心理学研究）	2
研究指導Ⅳ（臨床健康心理学研究）	2
研究指導Ⅴ（臨床健康心理学研究）	2
研究指導Ⅵ（臨床健康心理学研究）	2
研究指導Ⅰ（障害者発達心理学研究）	2
研究指導Ⅱ（障害者発達心理学研究）	2
研究指導Ⅲ（障害者発達心理学研究）	2
研究指導Ⅳ（障害者発達心理学研究）	2
研究指導Ⅴ（障害者発達心理学研究）	2
研究指導Ⅵ（障害者発達心理学研究）	2
研究指導Ⅰ（社会政策福祉研究）	2
研究指導Ⅱ（社会政策福祉研究）	2
研究指導Ⅲ（社会政策福祉研究）	2
研究指導Ⅳ（社会政策福祉研究）	2
研究指導Ⅴ（社会政策福祉研究）	2
研究指導Ⅵ（社会政策福祉研究）	2
研究指導Ⅰ（国際私法研究）	2
研究指導Ⅱ（国際私法研究）	2
研究指導Ⅲ（国際私法研究）	2
研究指導Ⅳ（国際私法研究）	2
研究指導Ⅴ（国際私法研究）	2
研究指導Ⅵ（国際私法研究）	2
研究指導Ⅰ（経済学・財政研究）	2
研究指導Ⅱ（経済学・財政研究）	2
研究指導Ⅲ（経済学・財政研究）	2
研究指導Ⅳ（経済学・財政研究）	2
研究指導Ⅴ（経済学・財政研究）	2
研究指導Ⅵ（経済学・財政研究）	2
研究指導Ⅰ（政治理論・体制研究）	2
研究指導Ⅱ（政治理論・体制研究）	2
研究指導Ⅲ（政治理論・体制研究）	2
研究指導Ⅳ（政治理論・体制研究）	2
研究指導Ⅴ（政治理論・体制研究）	2
研究指導Ⅵ（政治理論・体制研究）	2
研究指導Ⅰ（アメリカ外交史研究）	2
研究指導Ⅱ（アメリカ外交史研究）	2
研究指導Ⅲ（アメリカ外交史研究）	2
研究指導Ⅳ（アメリカ外交史研究）	2
研究指導Ⅴ（アメリカ外交史研究）	2
研究指導Ⅵ（アメリカ外交史研究）	2
研究指導Ⅰ（マネジメントシステム研究）	2
研究指導Ⅱ（マネジメントシステム研究）	2
研究指導Ⅲ（マネジメントシステム研究）	2
研究指導Ⅳ（マネジメントシステム研究）	2
研究指導Ⅴ（マネジメントシステム研究）	2
研究指導Ⅵ（マネジメントシステム研究）	2
研究指導Ⅰ（グローバルシステム研究）	2
研究指導Ⅱ（グローバルシステム研究）	2
研究指導Ⅲ（グローバルシステム研究）	2
研究指導Ⅳ（グローバルシステム研究）	2
研究指導Ⅴ（グローバルシステム研究）	2
研究指導Ⅵ（グローバルシステム研究）	2

科目名	単位数
研究指導Ⅰ（国際高等教育政策研究）	2
研究指導Ⅱ（国際高等教育政策研究）	2
研究指導Ⅲ（国際高等教育政策研究）	2
研究指導Ⅳ（国際高等教育政策研究）	2
研究指導Ⅴ（国際高等教育政策研究）	2
研究指導Ⅵ（国際高等教育政策研究）	2
研究指導Ⅰ（日米高等教育比較研究）	2
研究指導Ⅱ（日米高等教育比較研究）	2
研究指導Ⅲ（日米高等教育比較研究）	2
研究指導Ⅳ（日米高等教育比較研究）	2
研究指導Ⅴ（日米高等教育比較研究）	2
研究指導Ⅵ（日米高等教育比較研究）	2

## 2. 老年学研究科 老年学専攻 博士後期課程

科目名	単位数
高齢社会政策学特殊講義	2
個別演習（老年ケアマネジメント研究A）	2
個別演習（老年ケアマネジメント研究B）	2
個別演習（老年保健医療研究A）	2
個別演習（老年保健医療研究B）	2
個別演習（老年保健福祉学研究A）	2
個別演習（老年保健福祉学研究B）	2
個別演習（老年健康増進学研究A）	2
個別演習（老年健康増進学研究B）	2
個別演習（老年心理学研究A）	2
個別演習（老年心理学研究B）	2
個別演習（老年精神保健学研究A）	2
個別演習（老年精神保健学研究B）	2
個別演習（老年福祉社会学研究A）	2
個別演習（老年福祉社会学研究B）	2
個別演習（老年保健社会学研究A）	2
個別演習（老年保健社会学研究B）	2



## 別表Ⅱ 学納金（第37条関係）

### 1. 通学課程

#### （1）入学検定料

入学検定料	35,000 円
-------	----------

#### （2）入学金

入 学 金	100,000 円
-------	-----------

#### （3）授業料

			1年次	2年次	3年次
授 業 料	修士課程及び 博士前期課程	春学期	485,000 円	485,000 円	—
		秋学期	485,000 円	485,000 円	—
		合 計	970,000 円	970,000 円	—
	博士後期課程	春学期	435,000 円	435,000 円	435,000 円
		秋学期	435,000 円	435,000 円	435,000 円
		合 計	870,000 円	870,000 円	870,000 円

#### （4）実験実習費

心理学研究科臨床心理学専攻の学生は、次の実験実習費を納入しなければならない。

	1年次	2年次	合 計
実験実習費	150,000 円	200,000 円	350,000 円

### 2. 通信教育課程

#### （1）入学検定料

入学検定料	35,000 円
-------	----------

#### （2）入学金

入 学 金	100,000 円
-------	-----------

#### （3）授業料

			1年次	2年次
授 業 料	修士課程	春学期	300,000 円	300,000 円
		秋学期	300,000 円	300,000 円
		合 計	600,000 円	600,000 円